

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 報酬が年額で定められている特別職の職員が、年の中途中で就職し、又は退職し、若しくは死亡したときは、当該報酬は、月割計算とする。

3 報酬が月額で定められている特別職の職員が、月の中途中で就職し、又は退職し、若しくは死亡したときは、当該報酬は、日割計算とする。

(重複給与の禁止)

第3条 市長、副市長及び常勤の監査委員が特別職の職を兼ねるとき並びに一般職に属する常勤の職員が特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行についての費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第1及び別表第2に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額を支給する。

3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

4 別表第1の特別職の職員が会議(監査委員にあっては監査)のため、その職務に従事したときは費用弁償として1日につき1,500円を支給する。

5 国及び県の統計事務に従事する調査員の市内旅費の額は、前項の規定にかかわらず、その都度定める範囲内の額を支給する。

(委任)

第5条 別表第1及び別表第2に掲げる職員以外の特別職の職員の報酬及び費用弁償並びにこの条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成7年条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成7年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成7年条例第24号)

この条例中別表第2総合企画審議会委員の項の次に1項を加える改正規定は公布の日から、別表第2コミュニティセンター活動推進員の項の次に2項を加える改正規定は平成8年1月4日から施行する。

付 則(平成8年条例第7号)

この条例中市民憲章制定委員会委員の項及び高齢者の生きがいと健康づくり推進会議委員の項を削る改正規定は公布の日から、連絡委員の項を削る改正規定及び老人保健福祉計画策定委員会委員の項の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成8年条例第22号)

この条例中個人情報保護制度懇話会委員の項の改正規定は公布の日から、情報公開審査会委員の項の改正規定は平成9年1月1日から施行する。

付 則(平成9年条例第4号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成10年条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成10年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年条例第29号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

付 則(平成11年条例第35号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

付 則(平成12年条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年条例第26号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

付 則(平成14年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2介護認定審査会委員の項の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成14年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年条例第5号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成15年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年条例第4号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年条例第17号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成18年条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第2勤労者福祉共済会設立準備委員会委員の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年条例第25号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成19年条例第34号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年条例第16号)抄
(施行期日)

1 この条例は、事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

付 則(平成20年条例第17号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年条例第37号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年条例第5号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年条例第13号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成26年条例第15号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年条例第15号)

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

付 則(平成27年条例第16号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第2号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第3号)抄
(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

付 則(平成28年条例第10号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年条例第12号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成30年条例第3号)
(施行期日等)

1 この条例中別表第1の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は公布の日から、別表第2の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定(農業委員会に係る部分に限る。次項において同じ。)は、平成29年8月5日から適用する。

(報酬の内払)

3 改正後の別表第1の規定を適用する場合には、改正前の別表第1の規定(農業委員会に係る部分に限る。)に基づいて支給された報酬は、改正後の別表第1の規定による報酬の内払とみなす。

付 則(平成30年条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第2条, 第4条, 第5条関係)

職名		支給区分	報酬額	旅費の額(相当する職)
教育委員会	委員	月額	60,000円	副市長
選挙管理委員会	委員長	月額	25,000円	副市長
	委員	月額	20,000円	副市長
監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	月額	100,000円	副市長
	議会の議員のうちから選任された委員	月額	55,000円	副市長
公平委員会	委員長	日額	9,200円	副市長
	委員	日額	8,200円	副市長
農業委員会	会長	月額	60,000円	副市長
		年額	農地等の利用の最適化の推進のための活動の実績及びその活動の成果に応じて県から交付される交付金の額の範囲内で規則で定めるところにより算定した額	
	会長職務代理者	月額	50,000円	副市長
		年額	農地等の利用の最適化の推進のための活動の実績及びその活動の成果に応じて県から交付される交付金の額の範囲内で規則で定めるところにより算定した額	
	委員	月額	45,000円	副市長
		年額	農地等の利用の最適化の推進のための活動の実績及びその活動の成果に応じて県から交付される交付金の額の範囲内で規則で定めるところにより算定した額	
	農地利用最適化推進委員	月額	40,000円	副市長
		年額	農地等の利用	

			の最適化の推進のための活動の実績及びその活動の成果に応じて県から交付される交付金の額の範囲内で規則で定めるところにより算定した額	
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	8,600円	副市長
	委員	日額	8,100円	副市長

別表第2(第2条, 第4条, 第5条関係)

職名		支給区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)
総合企画審議会委員		日額	6,000円	副市長
公共事業再評価委員会委員		日額	6,000円	副市長
行政改革推進委員会委員		日額	6,000円	副市長
ICT推進委員会委員		日額	6,000円	副市長
男女共同参画審議会委員		日額	6,000円	副市長
名誉市民選考委員会委員		日額	6,000円	副市長
防災会議委員		日額	6,000円	副市長
行政不服審査会委員		日額	8,100円	副市長
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額	8,100円	副市長
個人情報保護運営審議会委員		日額	6,000円	副市長
いじめ問題再調査委員会委員		日額	6,000円	副市長
国民保護協議会	委員	日額	6,000円	副市長
	専門委員	日額	6,000円	副市長
	幹事	日額	6,000円	副市長
市政協力員	均等割	年額	150,000円	一般職の職員
	世帯割		90円	
市政副協力員	均等割	年額	95,000円	一般職の職員
	世帯割		45円	
投票所の投票管理者		1回	12,600円	副市長
期日前投票所の投票管理者		1回	11,100円	副市長
開票管理者		1回	10,600円	副市長
選挙長		1回	10,600円	副市長
投票所の投票立会人		1回	10,700円	副市長
期日前投票所の投票立会人		1回	9,500円	副市長
開票立会人		1回	8,800円	副市長
選挙立会人		1回	8,800円	副市長
産業医	職員数 300人以上	月額	70,000円	副市長
	職員数 100人以上300人未満	月額	50,000円	副市長
	職員数 100人未満	月額	30,000円	副市長
特別職報酬等審議会委員		日額	6,000円	副市長
指定管理予定者選定委員会委員		日額	6,000円	副市長

補助金等審査委員会委員	日額	6,000円	副市長
固定資産評価員	日額	8,000円	副市長
健康づくり推進協議会委員	日額	6,000円	副市長
予防接種等健康被害対策協議会委員	日額	6,000円	副市長
感染症等対策会議委員	日額	6,000円	副市長
国民健康保険運営協議会委員	日額	6,000円	副市長
市嘱託医	日額	20,000円	副市長
福祉事務所嘱託医	月額	53,000円	副市長
在宅重度障害者訪問指導医	日額	20,000円	副市長
保育所嘱託医	年額	120,000円	副市長
児童扶養手当障害判定医	日額	14,000円	副市長
子ども・子育て審議会委員	日額	6,000円	副市長
次世代育成支援対策行動計画推進委員会委員	日額	6,000円	副市長
保育所譲渡予定法人選定委員会委員	日額	6,000円	副市長
民生委員推薦会委員	日額	6,000円	副市長
地域福祉計画推進委員会委員	日額	6,000円	副市長
障害者介護給付等審査会委員	委員長	日額	20,000円 副市長
	副委員長	日額	20,000円 副市長
	委員	日額	18,000円 副市長
障害者自立支援協議会委員	日額	6,000円	副市長
高齢者福祉計画推進会議委員	日額	6,000円	副市長
福祉有償運送等運営協議会委員	日額	6,000円	副市長
介護認定審査会委員	委員長	日額	20,000円 副市長
	副委員長	日額	20,000円 副市長
	委員	日額	18,000円 副市長
ケアプラン検討委員会委員	委員長	日額	20,000円 副市長
	委員	日額	16,000円 副市長
介護相談員	日額	6,000円	一般職の職員
機能訓練作業療法士	日額	18,000円	副市長
機能訓練理学療法士	日額	18,000円	副市長
市民活動サポートバンク推進委員会委員	日額	6,000円	副市長
空家等対策推進協議会委員	日額	6,000円	副市長
民間交通指導員	月額	27,000円	一般職の職員
安定ヨウ素剤管理責任者	日額	6,000円	副市長
環境審議会委員	日額	6,000円	副市長
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	6,000円	副市長
衛生センター管理調査委員会委員	日額	6,000円	副市長
農政推進会議委員	日額	6,000円	副市長
地籍調査推進委員	日額	6,000円	副市長
魚市場委員会委員	日額	6,000円	副市長
産業振興推進協議会委員	日額	6,000円	副市長
住宅マスタープラン策定委員会委員	日額	6,000円	副市長
合流式下水道緊急改善事業アドバイザー会議委員	日額	6,000円	副市長
住居表示審議会委員	日額	6,000円	副市長

都市計画審議会委員	日額	6,000円	副市長
交通バリアフリー基本構想推進協議会委員	日額	6,000円	副市長
緑のまちづくり推進委員会委員	日額	6,000円	副市長
建築審査会委員	日額	6,000円	副市長
土地区画整理審議会	会長	日額	6,000円
	会長職務代理者		6,000円
	委員		6,000円
土地区画整理評価員	日額	6,000円	副市長
水道事業経営審議会委員	日額	6,000円	副市長
学校嘱託医	年額	基本額 168,000円 児童生徒割 1人 80円	副市長
学校薬剤師	年額	95,000円	副市長
小中学校学区審議会委員	日額	6,000円	副市長
教育支援委員会委員	日額	6,000円	副市長
教育支援委員会調査員	日額	6,000円	一般職の職員
いじめ問題調査委員会委員	日額	6,000円	副市長
学校評議員	年額	6,000円	一般職の職員
教育研究所運営委員会委員	日額	6,000円	副市長
教育研究所専門研究員	日額	6,000円	一般職の職員
学校給食センター運営委員会委員	日額	6,000円	一般職の職員
那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員	日額	6,000円	一般職の職員
文化財調査専門委員	日額	11,900円	副市長
文化財保護審議会委員	日額	6,000円	副市長
市史編さん委員会委員	日額	8,800円	副市長
史跡保存対策委員会委員	日額	8,800円	副市長
博物館建設委員会委員	日額	8,800円	副市長
社会教育委員	日額	6,000円	副市長
青少年相談員	日額	4,300円	一般職の職員
スポーツ推進委員	日額	6,000円	一般職の職員
スポーツ推進審議会委員	日額	6,000円	副市長
図書館協議会委員	日額	6,000円	副市長
非常勤の嘱託	月額	300,000円以内	嘱託
	日額	12,000円以内	

備考

- 1 旅費の額の欄中「一般職の職員」とは、[ひたちなか市職員の旅費に関する条例\(平成6年条例第38号\)別表](#)の区分の欄に規定する一般職の職員をいう。
- 2 投票所の投票立会人のうち立会時間が投票時間の2分の1以内のものの報酬は、この表の規定にかかわらず1回5,350円を支給する。
- 3 期日前投票所の投票立会人のうち立会時間が投票時間の2分の1以内のものの報酬は、この表の規定にかかわらず1回4,750円を支給する。
- 4 非常勤の嘱託のうち休日夜間診療所嘱託看護師(休日担当)の報酬は、この表の規定にかかわらず日額12,900円(12月29日から1月3日までの間に勤務した者にあつては、日額19,200円)を支給する。